府令・省令

○内閣府経済産業省令第五号

信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第八条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　小渕　優子

信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令

信用保証協会法施行規則（昭和二十八年大蔵省通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「左に」を「次に」に改め、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　理事長その他の協会の業務を総理する者（当該者を定款において定めていない場合は理事）の選任の基準に関する事項

別紙様式第一3．中「」連合会出資金」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現に認可を受けている業務方法書は、この命令の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、改正後の信用保証協会法施行規則（以下「新規則」という。）第三条の規定に基づき認可を受けている業務方法書とみなす。

3　新規則別紙様式第一3．は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。